

平成22年度 社会教育・社会体育の重点

社会教育・社会体育においては、国・府・市の計画及び各関係委員会や審議会の答申、提言等の趣旨を踏まえながら、基本的人権の尊重を基盤に市民の自発的な学習活動や社会参加活動の促進に努め、心豊かな人を育てるまちづくりを目指す。

そのため、社会教育・社会体育の一層の充実に努めるとともに、関係機関・団体と連携しながら、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備、充実に努める。

生涯学習社会の実現

1. 生涯学習の振興

目標

生涯学習推進基本計画に基づいて、学習環境の総合的な整備・充実及び心豊かな社会をつくる自発的な学習活動の推進を図り、ともに学ぶ生涯学習社会の実現に努める。

努力点

- (1) 学校及び地域の教育資源を積極的に活用して、学社連携を推進するとともに、次代を担う青少年を育成するため、体験活動を推進するなど、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりに努める。
- (2) 生涯学習事業を推進するため、生涯学習人材バンクやボランティア人材の発掘や育成に努める。
- (3) 自発的な学習活動を支援するため、情報提供と相談活動の充実に努める。
- (4) 大学や学研(関連)施設等の立地条件を生かし、連携事業や高度で豊富な人的、物的教育資源の一層の有効活用に努める。
- (5) 「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる生涯学習環境を充実するため、生涯学習活動などを支援して、学習や交流事業の拡充に努める。

2. 現代的課題などに関する学習活動の推進

目標

生涯にわたる自発的な学習活動の促進に努めるとともに、国際理解、環境、情報などの現代的課題に関する学習活動を推進する。

努力点

- (1) 変化の激しい社会の中で進展する国際化・環境問題・高度情報化に対応できる人材の育成と学習活動の充実を図る。
- (2) 男女共同参画社会の推進、高齢者の社会参加活動の促進、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、多様な学習プログラムの開発などに努め、学習機会の充実を図る。
- (3) 多様な学習活動の課題に対応するため、各関係機関・団体との連携に努める。

3. 社会教育関係団体などの連携と協力

目標

社会教育関係団体は、市民の生涯にわたる学習機会の拡充や地域社会の形成を図る上で、重要な役割を果たしており、団体の自主性を尊重しつつ、主体的な活動ができるように育成と支援に努めるとともに、一層の連携・協力を進める。

努力点

- (1) 社会教育関係団体の果たす役割は重要であり、団体の活動が主体的・効果的に行われるよう、指導・援助に努める。
- (2) 社会教育関係団体の指導者を養成するため、研修機会の拡充や情報提供に努める。
- (3) 社会教育活動の推進を図るため、関係機関・団体との連携の強化に努める。

4. 社会教育施設・設備の総合的な活用

目標

生涯学習の拠点施設として位置づけ、その機能が十分発揮されるよう各施設の特性や市民の学習ニーズに対応した総合的な活用を促進する。

努力点

- (1) 社会教育の一層の充実を図るため、講座、教室等の学習活動を通じて社会参加活動の促進に努める。
- (2) 少子高齢化・国際化・高度情報化や環境問題など、現代的課題に対応した講座等の充実努める。
- (3) 図書館における情報ネットワークの活用の促進に努める。
- (4) 生涯にわたる学習機会の充実を図るとともに、市民の主体的な文化・スポーツ・コミュニティ活動等に対応できる施設の整備と活用の促進に努める。
- (5) 市民の学習ニーズに応える情報の提供や学習機会の充実など、市民サービスの向上に努め、各施設が連携してその機能の向上・充実に努める。

人権教育の推進

1. 一人一人の尊厳を大切にする人権教育の推進

目標

人権教育の指針に基づき、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、基本的人権の尊重や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。

努力点

- (1) 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他の人との共生などの人権尊重の理念や、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実を図る。
- (2) 身近な生活の場や機会において、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活

動を促進するとともに、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ実践できる態度をはぐくむことができるよう取組を推進する。

2. 人権に関する多様な学習活動の充実

目標

あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。

努力点

- (1) あらゆる人権問題の解決に向け、学校及び関係機関・団体などと連携した総合的な取組の促進に努める。
- (2) 人権に関する学習活動を効果的に推進するため、地域の実態を踏まえ、各種人権教育資料を活用し学習内容や方法の工夫改善に努める。
- (3) 人権に関する学習活動の活性化を図るため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質・実践力の向上を図るなどの研修会の充実に努める。

家庭・地域社会の教育力の向上

1. 家庭の教育力の向上

目標

すべての教育の出発点である家庭教育の重要性と役割を明確にし、家庭の教育力の向上を図るための学習活動を推進するとともに、地域や学校、関係機関・団体と連携した家庭教育の総合的な振興を図る。

努力点

- (1) 生命を大切にすする心、思いやりの心など豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する学習機会の充実に努める。
- (2) 家庭教育や青少年問題について、情報の提供に努めるとともに、各小学校区における「地域子育てセミナー」など身近な場における学習会や交流・相

談活動を推進する。

- (3) 子どもの将来にわたる心身の健康と豊かな人間性をはぐくむため、「思春期子育てセミナー」や「家庭教育学級」などの事業を通し、食習慣をはじめとする基本的な生活習慣の形成の重要性について理解の促進を図る。
- (4) 子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように、家庭における読書の重要性について理解の促進を図る。
- (5) 就学前の子どもを持つ保護者を対象とした「親のための応援塾」や家庭教育に関する学習会などのPTA活動を支援するとともに、学校・地域及び関係機関・団体との連携に努める。
- (6) 家庭教育に関する資料などを活用し、学習活動の充実に努めるとともに、指導者の養成を図る。

2. 地域社会の教育力の向上

目標

新しい時代を切りひらく力のあるたくましい青少年を育成するため、学校・家庭・地域が連携しながら、地域の大人が力を結集して、地域の特性を生かした様々な交流や体験活動を総合的に推進する。また、地域で子どもを育てる環境づくりを通して、地域の全ての人たちの絆を深め、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりを推進する。

努力点

- (1) 「子どもの居場所づくり」、「ふるさと体験学習」及び「放課後子どもプラン」をとおして、地域での組織づくりを充実するとともに、分館公民館、学校、各社会教育施設などの活用と情報提供の充実に図り、豊かな体験や異年齢・世代間交流ができるような仲間づくりの促進に努める。
- (2) 地域に定着した分館公民館において、青少年や地域の様々な人たちが交流を深め、誰もが安心・安全に過ごせる居場所づくりに努める。
- (3) ボランティア活動や自然体験活動、様々な人々との多様な交流など活動の機会の充実に図り、青少年の社会参加を促進する。

- (4) すべての子どもが様々な活動に、より主体的に参加できるよう、子どもの発達段階に応じた役割を与える工夫をするとともに、リーダーの養成に努める。
- (5) 子どもの地域における活動を充実させるため、指導者の資質向上と市民への啓発・広報に努める。
- (6) 青少年の学習や生活の実態を把握するとともに、健全育成の重要な役割を担う育成団体や関係機関と連携を密にしながら、社会環境浄化の取組など健全育成活動の推進を図る。
- (7) 留守家庭児童会を開設して児童を保護し、その健全育成に努める。

文化・スポーツの振興

1. 文化活動の促進

目標

市民がいきいきとした生活を築き、豊かな人間性をはぐくむ文化活動の促進に努める。

努力点

- (1) 関係団体と連携しながら文化活動の一層の振興に努める。
- (2) 伝統文化の理解と継承、芸術鑑賞など多様な文化活動の促進に努める。
- (3) 文化活動に関する情報提供や優れた芸術文化に親しむ機会の拡充に努める。
- (4) 文化活動を行っている団体やサークルが共同した取組ができるよう活動を支援し、文化サークル・団体の育成を図るとともに、高い資質を持つ指導者の養成に努める。
- (5) 平成23年に開催される「第26回国民文化祭・京都2011」の成功に向けて、市民への啓発に努めるとともに、地域の特色を生かした文化活動の促進を図る。

2. 文化財の保護と活用

目標

文化財を大切に保護するとともに、市民生活の文化的向上に役立てるよう文化財等の有効な活用を図る。

努力点

- (1) 市民の文化財への理解を高めるとともに文化財愛護の心や郷土を愛する心を育て、文化財を次代へ引き継ぐため、資料の調査・収集・展示、講演会などを行い、その普及啓発に努める。
- (2) 市内にある文化財の保護と活用を図るため、文化財の所有者、関係機関及び団体との連携に努める。
- (3) 国・府と連携して、市文化財保護条例に基づいた保護施策を促進する。

3 生涯スポーツの推進

目標

市民が生涯にわたって健康で充実した生活を送れるよう、また、市民のスポーツ活動の水準を高めるため、「生涯スポーツの振興」と「競技スポーツの振興」を推進する。

努力点

- (1) 市民のスポーツ・レクリエーションへの自発的・継続的な参加を促進し、健康・体力づくりの推進を図るとともに、市民ニーズに対応した親しみのあるスポーツの普及と振興に努める。
- (2) スポーツ活動の日常化を促進するため、気軽に参加できる各種のスポーツ行事、スポーツ教室を実施するとともにニュースポーツの普及・啓発に努める。
- (3) 市民各層に応じたスポーツの普及・振興を図るため広報の充実及び情報の提供を促進し、啓発に努める。
- (4) 体育・スポーツ関係団体と連携を図り、各種スポーツ大会の充実や優れた選手の育成に努める。
- (5) 「生涯スポーツ」「競技スポーツ」の振興を図るため、体育・スポーツ団体の組織

づくりや活動を支援し、スポーツクラブ・サークルの活動の充実を図るとともに、高い資質を持つ指導者の養成及びスポーツボランティアの育成に努める。

- (6) 学校体育施設を含む既存施設の効率的活用を図るとともに、施設の整備・充実に努める。
- (7) 全国小学生ハンドボール大会の継続開催等、特色あるスポーツの振興に努める。
- (8) 学校週五日制の趣旨を踏まえた事業の充実に努める。
- (9) 「京都府スポーツ振興計画」に基づき、京田辺市スポーツ振興計画を作成する。
- (10) 生涯スポーツの場づくり、地域住民の交流の場づくりとして同志社大学との連携による「総合型地域スポーツクラブ」を支援し、教室やサークルの充実・育成に努める。